

総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項

- 1 請負人は、技術提案等に基づき施工するものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。
- 2 この契約に関して、請負人の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、請負人は、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合、違約金の額は、次の式により算定した額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

$$A - (B + C 2) \div (B + C 1) \times A$$

ただし、

A : 当初の入札価格

B : 標準点 (100 点)

C 1 : 入札時の技術提案等に基づく加算点

C 2 : 技術提案等が達成できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点第 4 位未満を切り捨てる。